

批評

〈公害経験の継承〉における陥穽を問う

—清水万由子氏の諸論考を中心に—

川尻 剛 士

I 問題の所在

近年、次世代に継承すべき規範化された「過去」として公害経験が見なされるようになる中で、公害経験の継承に関する言説——以下「〈公害経験の継承〉」と表記する——が活発に展開されつつある。今日では、この言説実践を主導する最たる例として、全国各地の公害資料館の相互連携に基づく、「公害資料館ネットワーク」（2013年設立）を主軸とする一連の活動が挙げられよう。また、こうした動向などを背景に、公害経験の継承に関する多様な諸研究が蓄積されはじめている。

しかし、これらの中には、〈公害経験の継承〉を成立させる諸前提を無批判に受容し、それ自体に孕まれた危うさへの視点が欠落している場合も見受けられる。他方で、〈公害経験の継承〉をめぐる批判的検討も十分になされてきたとは言い難い。だが、『『記憶』の時代における公害経験の継承』（清水 2023a, 傍点引用者）のあり方が問題になる昨今だからこそ、私はそのことを問いたいのだ。

教育哲学者であるローター・ヴィガールの指摘に従えば、「記憶は学習と人間形成の基礎である」一方で、「学習と人間形成の方が記憶を形成し、その性質に影響を及ぼしたりもする」（ヴィガール 2022：1）。このいわば記憶と人間形成の相互規定性問題に鑑みれば、人間形成の展開を規定（統治）する公害記憶のありようや、それに影響を及ぼしうる〈公害経験の継承〉がいかなる特徴を備えてきたかを、私たちは絶えず検討の対象としなければなるまい。ここでは、公害経験の継承をめぐる諸実践がいかなる「言説のパラダイム」の中にあるのか（根本 2018:137-9）、またそこでの「公害観」（友澤 2021）はいかなるものであるのかなどが、いっそう問題となることだろう。これらを問うことは、公害記憶と人間形成の相互規定性の現状と課題を問い直し、両者の関係をより望ましいものに再規定しなおす実践や研究を導くための基礎作業として欠かせない。

本稿では、そのための事始めとして、『公害の経験を未来につなぐ——教育・フォーラム・アーカイブズを通じた公害資料館の挑戦』（ナカニシヤ出版、2023年）の上梓など、特にこ

のかん公害経験の継承に関する研究を主導してきた一人である清水万由子氏の諸論考（清水 2017, 2021, 2023a, 2023b）を中心に、また必要に応じてその他の関連する議論にも言及しながら、〈公害経験の継承〉の一端を批判的に検討したい。清水氏が指摘するように、「公害は人びとが経験した過去でありながら、現在なおその経験は更新され続けている」。そして、であればこそ、「私たちの実践も更新を続けていく必要がある」（清水 2023b:239）。本稿は、その実践やさらには研究の「更新」の一助となることを願って執筆するものである。

II 清水氏の提示した「公害経験の継承に求められる思考枠組み」

清水氏の諸論考は、今日、私たちが公害経験の継承をめぐる議論を展望しようとする際の現時点での基本的視座を与えてくれる。ここでは、清水氏が提示した「公害経験の継承に求められる思考枠組み」（清水 2021:2）——あるいは、「公害経験を継承するという課題」に「どのような考え方と方法をもって臨むべきか」（清水 2023a:10）——に焦点化して、それをまずは概観しておこう。

清水氏によれば、「公害の経験をこれまでもっともよく語ってきたのは、自らの苦難を語ることで公害と闘ってきた被害者であったが、『記憶』の時代においては過去を語る主体は、同時代を生きたことのない非体験者、加害—被害構造のなかにいない非当事者へと変わっていく」（清水 2023a:11）。そのため、これからは公害経験という「過去を解釈する行為を権威（authority）から解放すること」——すなわち、「公害経験のパブリック・ヒストリー化」を推し進めていくこと——が重要となる（清水 2023a:10-1）。また、清水氏は、このパブリック・ヒストリー実践を、「価値観が多様化した現代の社会において尊重すべき共通の価値を過去からひき出し、それが実現されているのかどうかを確認する営み」として、さらには、「過去がどうあったかだけでなく、現在から未来に向けて、私たちがどうありたいか」を見通しうるものとして提示している（清水 2023a:11-2）。

さらに、清水氏は、上述のパブリック・ヒストリー実践が公害経験をめぐる「対話的な想起」（アライダ・アスマン）——それは、「〔加害と被害が複雑に絡んで〕対立し合う多様な記憶のつなぎ目を探しつつ、排除し合うのではなく、包み込む」もので、「統一的な歴史像を定めることではなく、共有可能で、接続可能な複数の歴史像群を手に入れるための営み」（清水 2023a:14, 注引用者, 傍点ママ）——を促しうるものと指摘した上で、「『記憶』の時代の公害経験継承において求められるのは、この対話的な想起ではないだろうか」（清水 2023a:14）と言及している。

その上で、清水氏は、「公害について異なる経験を持つ人びとの対話において参考になる」ものとして「修復的正義」の議論を参照している。清水氏によれば、修復的正義は、懲罰による応報的アプローチではなく、「被害者の受けた損害と苦しみとニーズが理解され認められると同時に、加害者が責任を引き受けるよう働きかける積極的な努力がなされ、過ちが質

されその過ちの原因が明らかにされる」(ハワード・ゼア)ことを重視する対話的アプローチである(清水 2023a:14)。そして、先の「対話的想起」には「修復的正義における『コミュニティ』のメンバーの存在が不可欠である」と指摘した上で、「かつて公害が起きた地域で暮らす同時代の体験者、次世代の非体験者もまた、当事者とは異なる公害経験の物語を語りうる」し、「それらは同じではないが、共有可能、接続可能ではあるかもしれない」として、「そのつなぎ目を探す際、修復的正義の考え方は一つの拠り所となるのではないだろうか」と言う(清水 2023a:15)。

他方で、清水氏は、公害経験が現在もなお「複雑に入り組んだ加害－被害構造」を抱えており、「公害訴訟で責任を認められた被告だけが加害者ではないし、認定患者や公害訴訟の原告だけが被害者なのではない」という、いわば加害－被害構造の多層性にも注意深く言及し、「誰にも言えなかった、あるいは無自覚であった加害と被害への気づきも、当事者以外のコミュニティのメンバーが修復的正義の対話に参加することにより得られる重要な想起であろう」と指摘している(清水 2023a:15-16)。そして、「誰が、どのような損害／傷つきを受けており、どうしたら本来あるべき状態にする (make things right) ことができるか。それに対する責任は誰にあり、また誰がそこに参加すべきか。そう問いかける修復的正義の対話は、『記憶』の時代における公害経験の継承プロセスの根幹に据えられるべきものである」(清水 2023a:16)と指摘している。

以上、清水氏の議論を瞥見してきた。清水氏の議論の基調となっているのは、「今後『記憶』の時代へと入っていく公害経験の継承実践は、過去から続く加害－被害関係とは異なる思考枠組みを必要とする」(清水 2021:7, 傍点引用者)ということであろう。その背後には、一方では「記憶」時代における非当事者世代の増大と、他方ではこれまでともすれば後景に退きがちであった「集合的トラウマ」(成・牛島編 2023)を抱えたコミュニティへの問題意識があると言える。これらの清水氏の議論は、「記憶」時代の公害経験継承のためのランドデザインを提示したものと言いうる。

Ⅲ 「不可視化」された既存公害の被害とのつきあわせの弱さをめぐって

しかし、結論的に言えば、清水氏の提示した「公害経験継承に求められる思考枠組み」では、残存する現在進行形の「不可視化」(藤川・友澤編 2023)された、とりわけ既存公害の被害(あるいは、加害:以下同じ)とのつきあわせが総じて弱いのではないと思われる。それは、「記憶」時代に現在進行形の被害を論じるということをめぐる正当な位置づけの弱さとも言えるかもしれない。

確かに、清水氏は、「例えば、未だに係争が続く水俣病に関する説明を現段階で完結させることはできない」(清水 2021:5)などと、既存公害の言及には慎重を期している。だが、既存公害における不可視化された被害の問題との関連については、公害経験の継承実践が「今

後『記憶』の時代へ」と入っていき、「過去から続く加害—被害関係とは異なる思考枠組みを必要とする」（清水 2021：7）という論旨の展開に重点がおかれることで、相対的に深められていないのではないか。

以上の理解に立ち、本稿では、清水氏の提示した「思考枠組み」を成り立たせている諸前提を批判的に検討し、このつきあわせが弱いことによって図らずも拓かれている陥穽の存在を指摘したい。

1 社会問題としての「公害」と世代論的視座の問題

まず、清水氏による「公害経験継承に求められる思考枠組み」の背景には、社会問題として構築されてきた「公害」をややナイーブに前提とする記述が散見される点を指摘しておきたい。そのことは、「公害経験の継承における課題と可能性」と題した論文（清水 2017）を、清水氏が次の文章から書き起こしていることに端的に表れている。

「公害」という言葉から想起されるものとは問われたら、何と答えるだろう。勢いよく煙を吐き出す煙突群か、苦しそうな表情を浮かべる患者の姿だろうか。「公害」との出会いが教科書の中であった筆者にとって、「公害」は何枚かのモノクロ写真のイメージを伴う言葉であった。公害という経験を直接自らの身体に刻んだ人と、そうでない人とは、その言葉から想起される内容は異なるだろう。世代や地域によってもその傾向は異なるかもしれない。

「公害」という言葉はいつしか「環境問題」という言葉に置き換えられ、公害被害を経験した人や、それを目の当たりにした人は少なくなっている。今後私たちの社会にとって、「公害」はますます遠い過去の出来事となっていくそうだ。そのような状況に対して、公害を二度と起こさない社会をつくるために、これから生きる人々は公害を伝えようとする人々から、何を学ぶ必要があるのか。これらは今後の公害研究・公害教育にとって避けられない問いであろう。（清水 2017：32）

清水氏に限らず、同様の記述は、〈公害経験の継承〉をめぐる語りのそこかしこに溢れているし、一見してもっともらしい。しかし、この記述に孕まれた危うさは、そこに付随して入り込んでいる世代論的視座が有する問題の指摘を介してより明確なものとなる。

公害経験の継承に関する清水氏の記述は、先立って蓄積されてきた戦争経験の継承に関する議論に影響を受けている。たとえば、清水（2021）は、「戦争経験の歴史化過程」の研究（成田 2020）を参照し、その枠組み——「体験」から「証言」へ、そして「記憶」の時代へ——に依拠して「公害経験の歴史化過程」を点描している。注目すべきは、この枠組みに依拠すると、「過去を語る主体は同時代の体験者から非体験者へ、加害—被害の当事者から非当事者へと移っていく」（清水 2023a：10-1、傍点引用者）ものとして理解されることだ。その果てには、「記憶」時代における「当事者」なき世界の忘却と想起こそが問題として遠望されていると言ってよい。先に引用した清水（2017）の記述の背後にも同

様の世代論的な視点が伏在しており、それゆえにこそ、清水氏は「公害被害を経験した人や、それを目の当たりにした人は少なくなっている」とか、「『公害』はますます遠い過去の出来事となっていきそうだ」と表現することができたと言える。

しかし——総論としてはおおよそ首肯できるとしても——、それでよいだろうか。特に不可視化されつつも残存する既存公害の被害の視点に立つと、ある疑問が湧いてくる。水俣病事件の現在を例に挙げれば、政府による総合的な被害実態調査は今なおなされておらず、被害状況の広がりも不明瞭な点がいまだ多い。実際に、2023年9月の大阪地裁判決は、水俣病特別措置法の救済対象として規定された指定地域や年代でなくとも水俣病に罹患する可能性があること¹⁾や、「遅発性水俣病」の存在も否定できないとしている。また、かつて「支援者」（非当事者）として被害者（当事者）を支援していたかたが、一転して、現在では公害健康被害補償法に基づく自らの被害認定を求めて奮闘しておられることを筆者は知っている。ほかにも枚挙にいとまがないが、これらは〈公害経験の継承〉を成り立たせている前提としての世代論的な視座に対する異議申し立てとして見るには十分な事例ではないか。また、既存公害をめぐる被害状況の不確実性という問題は、水俣病に限らない多くの公害の場合にも言いうることだろう。

この点に関してもう少し付言したい。先に指摘したように清水氏自身も、「例えば、未だ係争が続く水俣病に関する説明を現段階で完結させることはできない」と確かに留保している。しかし、やや意外だったのは、清水氏が続けて、「一方、足尾鉍毒事件は過去として完結している」（清水 2021：5）と端的に指摘していることだ。いったいこの両者をめぐる理解の峻別はいかにして可能になっているのか。なるほど、「今日から過去を解釈しようとする人は足尾鉍毒事件について当事者性を持たず、残された資料を通して客観的に過去に接近するしかないという点で平等である」（清水 2021：5）と続く主張から、足尾鉍毒事件に対する清水氏の評価は一定理解できる。すなわち、ここでも清水氏の主眼が、「過去から続く加害—被害関係とは異なる思考枠組み」（清水 2021：7）に関する議論の展開に置かれているためであろう。だが、他方で、足尾鉍毒事件についても清水氏は「旧鉍山の緑化など地域再生は現在進行形である」（清水 2021：5）などと一定の留保をしており、残存する被害の存在を認めている。では——繰り返しになるが——、にもかかわらず、なぜ「足尾鉍毒事件は過去として完結している」と評価しえたのか。「『後始末』の永続性」問題（友澤 2023：54-56）を抜きに、果たして、そう言ってよいだろうか。

以上、世代論的な視座を抜きがたい前提とする〈公害経験の継承〉では、不可視化された既存公害の被害のさらなる不可視化というパラドクス——「公害被害を経験した人や、それを目の当たりにした人は少なくなっている」——に堕しかねないと筆者が考えるゆえんである²⁾。それは、現在進行形の公害被害を脱歴史化する、一つの「継承という断絶」（福岡 2020）と言ってもよいだろう。

さりとして、清水氏が自らの主張に内在する世代論的な視点に、おそらくまったく無自覚な

わけでもない。推察するに、本節冒頭で引用した清水（2017）のような記述は、「現代においては、〔公害をめぐって社会的に〕隔絶された時間と空間を超えて公害経験を継承することの難しさを前提に考える必要がある」（清水 2017：38，注引用者）という「前提」に基づいて、初学者を「公害経験を継承すること」にいざなうためのある種の戦略でもあるのだろう。思い返せば、確かに、筆者自身も——また清水氏と同様に——「公害に出会い直す前」まで公害は「どこか遠くの方にあるもの」（清水 2023b：238）でしかなかった。だから、このように記述することは一定理解できる。

とはいえ、こうした記述が、現在進行形の公害被害の不可視化に加担しうる危うさを同時に有していることも、改めて指摘しておきたい。

2 パートナーシップ体制下における被害経験の相対化の問題

続いて、清水氏による「公害経験継承に求められる思考枠組み」やそれに基づいたものと推察される記述において、全体として気になることは、「公害経験は第一義的には被害者が負った苦難の経験」（清水 2023a：6）であるとしながらも、結果として、「被害者」と「加害者」の経験を同列に並べて語る枠組みに依拠していることである。

たとえば、清水氏は、公害経験が「負の『遺産』」となるためには、「それが現在において何らかの肯定的価値を持つような価値転換が必要である」（清水 2023a：6）とした上で、「加害者側にも被害者側にも大きな価値転換は生じていない」（清水 2023a：7）として両者の経験を並列している。しかし、筆者には、とりわけ「被害者側」が「長い闘いの『過去』」を忘れられず、企業の『現在』を容易に信じることができない」（清水 2023a：7）ことは至極当然であるように思われるし、何よりも清水氏がここで指摘しているような、加害企業に対する「被害者側」の「価値転換」が公害経験継承に必ずしも「必要」だとは思われない。もっと言えば、「被害者側」に「価値転換」が「必要」と論じる清水氏自身のポジショナリティを、ここで不問に付すことはできない³⁾。また、実際のところ、この意味での「被害者側」の「価値転換」が問われなくとも、公害経験の継承実践は展開してきたのではあるまいか⁴⁾。

上述の点も、清水氏の主眼が、「過去から続く加害－被害関係とは異なる思考枠組み」の議論の展開に置かれていること——特に、公害経験継承におけるパブリック・ヒストリー実践の推進という主張とやはり無縁ではない、と筆者には思われる。公害経験の継承においてパブリック・ヒストリー実践を推進する背景には、加害－被害関係者のみならず、コミュニティのメンバーなどの多様な立場を有する主体の参加と協働によって公害と向き合い続けることを理念とするパートナーシップ体制があろう。また、直接的に清水氏は用いていないが、そこではより簡潔に「多視点性」が重視されると表現する論者も現れてきている（除本 2023；林 2023）。

『記憶』の時代における公害経験の継承」において、パートナーシップ体制の重要性は確

かによりいっそう増してくるかもしれない。しかし、その上で筆者が改めて問いたいことは、パートナーシップ体制下では様々な立場の経験の理解が重視される一方で、被害者の被害経験は様々な立場の経験のうちの一つにすぎないという被害経験の相対化に加担しうる危険性があることだ。公害経験継承には「加害者側」と同様に「被害者側」にも「価値転換」が「必要」と論じる清水氏の先の主張は、この危険性と接続しうるのではない。公害を繰り返さないためには、「被害者側」に加害企業への「価値転換」を求めるのではなく、むしろ、いまなお「被害者側」がどうしても手放すことのできない加害企業に対する一定の緊張関係を軸に、パートナーシップ体制全体を絶えず刷新していく志向性が求められるのではないかと、筆者は考える。それは別言すれば、環境運動の「制度化」の帰結として成立したパートナーシップ体制に対して、絶えず「脱制度化(社会運動化)」(寺田 2018)の志向性を担保しておくことと言ってもよい。

この問題に関連して、象徴的な場面に筆者は遭遇している。パートナーシップを重要な理念の一つとする公害資料館ネットワークを基盤に開催された「公害資料館連携フォーラム in 倉敷」(2019年)の企業分科会——なお、その担当委員の一人が清水氏であった——でのことだ。それは、倉敷大気汚染公害訴訟の被告企業元職員と被害者の初対談として記念すべきものであった。清水氏の直接的な議論からはやや遠ざかるが、関連する具体的事例として以下では言及したい。

分科会の中で被告企業元職員 A は、自らのかつての経験を踏まえて、次のように語った。

今でも水島にはベンゼンの値が日本一高いエリアがあります。煤塵も落ちている。実際に住んでいる方は経験しています。しかし、自分が企業に勤めていたり、子どもや身内が会社に行っているから工場に対して不満を言えないという部分があるかもしれません。ですが、出ているものは出ている。それを地域の方たちに理解してもらうには、「出ているんですよ」と言っていかないと、地域の人たちに理解を求めるのは難しいと思います。

私もベンゼンの値が高い地域に交渉で行っていましたが、すごい罵声でした。もちろん日本一高い値がでているということはあるのですが、「会社を止める。出て行け」、「工場が来たからこういう状態になっているんだ」という方もいました。それは当然の思いかとおもいますが、しかし、水島から全て撤退することはないと私は思っています。企業は継続していくわけですから、地域の人に、全部理解してもらうことはないかもしれませんが、オープンにして説明して企業がやっていることを理解してもらえるよう現職のときはやってきました。(公害資料館ネットワーク 2020: 89)

この発言をどう受け止めたら良いだろうかと筆者は思案していたのだが、対談終了に差し掛かったところで、別の地域のある公害被害者 B は次のように発言した。

それから、今日お聞きしたなかでちょっと気になったことがあります。Aさんが「企業はたぶ

ん水島から出ていかないだろう、だから理解をしてもらいたい」と言われましたが、(企業城下町だから我慢しろ的企業イズムを感じ)はたしてこれでいいのかなと思いました。大気汚染はある、降下ばいじんもある、ベンゼンも日本一高いと言われる中で、和解という形をとりましたが、まだ患者さんは苦しんでおられる。また、これからも患者が出てくる可能性があるんです。そういう中で、理解をしてもらいたいということを企業側としては言えるが、果たして、公害フォーラムの企業分科会としてはそれで聞き流してよいのか、と思います。(公害資料館ネットワーク 2020:90, 注ママ)

上述の事例は、パートナーシップ体制下における被害経験の相対化の契機を、自らのヴァルネラビリティに根ざして察知した、被害者側からの批判の表明として見ることができよう。被害経験の相対化とは、被害者にとっては、自らの生における被害の意味の忘却を予感させるものにほかならない。この公害被害者の発言は、筆者のわだかまりを溶かしてくれるものだった。

とはいえ、公害経験をめぐる過去の「所有権」が被害者側のみに特権的に与えられ、その他の主体に対しては排他的に振る舞うことを正当化する「生得的ナショナリズム」(inherent nationalism)の問題(Sayer 2015:18;菅 2019:52)には、言うまでもなく注意が必要である⁵⁾。だが同時に、公害経験がますます「記憶」の時代へと移行していくのであればなおのこと、公害経験継承という「災禍のパブリック・ヒストリー」では被害経験の相対化に陥らず、今後も「被災者第一主義」(菅 2021:133)の立場をいかに明らかにし続けていけるかが重要となるであろう。たとえば、被害経験の相対化の果てで、「日本の高度経済成長のために公害は必要悪だった」と被害者の生を蔑ろにする巷に溢れた言説に私たちが手を貸さないためにも――。

IV 再帰性に根ざす公害経験継承をめぐる議論の創発のほうへ

以上、本稿では、清水氏の諸論考を手がかりに、近年の〈公害経験の継承〉に備わる特徴の一端を析出してきた。本稿を通じて示唆されたのは、誤解を恐れずに言えば、〈公害経験の継承〉に胚胎する、いま現在生じているという意味でまさしくアクチュアルな公害被害に関する位置付けの不十分さである。特に本稿では、それを〈公害経験の継承〉に付随する世代論的視座と被害経験の相対化の問題に着目して論じてきた。ただし、本稿で指摘した諸特徴は何も清水氏に限ったものではないし、その他の論点もありうるだろう。本稿を足掛かりに、今後さらなる検討が求められる。

本稿の延長に浮上してくる今後検討すべき課題の一例を指摘すれば、〈公害経験の継承〉との関連でしばしば流布し、ともすれば氾濫してきた、「公害は現在もなお終わっていない」とか、それゆえに「現在の問題として捉えるべきだ」という言明の含意とその深度である。これらも見てもっともらしいが、単なる常套句クリシエに終始する場合も少なくない(遠藤

2021:38) とすれば、同様に、既存公害の被害のさらなる不可視化を助長しかねまい。問題は、ここで表明される公害観や「現在」認識とは何であるかであり、その解剖が不可欠だろう。他日を期したい。

本稿で試みた、公害経験の継承をめぐる私たちがいかなる言説を生産してきたのかを絶えず省察するという再帰性に根ざすアプローチは、公害経験継承をめぐる実践や研究の「更新」の向かうべき方向を占う羅針盤的役割を果たしうるものになるのではないかと筆者は考える。しかし、もとより、これらの省察は研究者のみが行うべきというものでもない。公害経験の継承という言説を生産する欲望に駆られる主体の一人ひとりに問われるべきことであろう。私たちはその語りによって何を可能にし、何を不可能にしかねないのか、と。本稿が公害経験の継承をめぐる各人の自問自答を誘発し、その先に語り合いのフォーラムを拓いていくことに少しでも寄与するものになったならば幸いである。

(山口大学教育・学生支援機構)

付 記

批評論文を執筆する機会を与えてくださった除本理史氏をはじめとする『季刊経済研究』編集委員会の皆さま、また清水万由子氏に心より御礼を申し上げたい。なお、本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業（課題番号 22K12507 / 23K18905）の成果の一部である。

本稿は、日本環境教育学会第32回年次大会における拙口頭発表（2021年8月22日）および日本災害復興学会等主催オンライン公開研究会「災害の経験継承をめぐる：公害と震災を架橋して考える」（2023年9月26日）での拙コメントをもとに、大幅に加筆修正を加えて再構成したものである。

注

- 1) 水俣病特別措置法では、昭和43年（1968年）12月31日以前にメチル水銀の曝露を受けた可能性のある人びとを原則的な救済対象としていたが、今回の判決では、少なくとも水俣湾に仕切り網が設置された昭和49年（1974年）1月までと推認するのが合理的としている。
- 2) なお、清水氏の議論ではないが、水俣病事件において「闘争」の時代は終焉し、いまや「表現運動」の時代であるという議論（除本2023:25-6）も同様の問題を抱えているのではないかと筆者は考えている。
- 3) とはいえ、清水氏が、必ずしも狭義の「被害者側」と「加害者側」に主体を限定して「価値転換」を論じているわけでもない。たとえば、清水氏は、『『影』と思われた悲惨な被害は、実は人間にとっての『光』、すなわち普遍的な価値を教えている。そのことに思い至らなかったが故に負の遺産を生み出した、われわれの価値観に気づくことこそが、過去の遺産化に必要な価値転換であろう』（清水2021:4、傍点ママ）とも指摘している。しかし、にもかかわらず、加害企業に対する「被害者側」の「価値転換」が「必要」であると、清水氏はなぜ指摘したのだろうか。
- 4) たとえば、水俣市立水俣病資料館では、語り部による加害企業チツソへの批判を排除していない。
- 5) たとえば、水俣病歴史考証館で「水俣病を伝える」活動を担ってきた一人である遠藤邦夫は、自らの「失敗のエピソード」の一つとして、かつて被害者に寄せられた朝鮮人差別と部落差別の文言を含む「嫌がらせのハガキ」の展示を鑑賞したある被害者が、「水俣病患者は朝鮮人でも部落民でもない。朝鮮人や部落民と一緒にされてたまるか」と述べたことに対して、「その場に居合わせた私がおかしいと思いながら、被害者に向かってその言上げをしなかったこと」（遠藤2021:27-9）に言及している。これは、遠藤の

言う「被害者への阿り」(遠藤 2021:89)の問題の公害経験継承の場面における変奏と言えるものであり、「生得的ナショナリズム」とも不可分の問題であろう。

文 献

- ヴィガー, ローター, 2022, 「記憶・想起と人間形成」山名淳編『記憶と想起の教育学——メモリー・ペダゴジー, 教育哲学からのアプローチ』勁草書房, 1-53.
- 遠藤邦夫, 2021, 『水俣病事件を旅する——MEMORIES OF AN ACTIVIST』国書刊行会.
- 公害資料館ネットワーク, 2020, 『第7回 公害資料館連携フォーラム in 倉敷 報告書』公害資料館ネットワーク.
- 清水万由子, 2017, 「公害経験継承の課題と可能性」『大原社会問題研究所雑誌』709: 32-43.
- , 2021, 「公害経験継承の課題——多様な解釈を包むコミュニティとしての公害資料館」, 『環境と公害』50(3): 2-8.
- , 2023a, 「現在・未来に生きる公害経験——「記憶」の時代における継承」清水万由子・林美帆・除本理史編『公害の経験を未来につなぐ——教育・フォーラム・アーカイブズを通じた公害資料館の挑戦』ナカニシヤ出版, 3-18.
- , 2023b, 「「記憶」の時代における公害経験継承と歴史実践」藤川賢・友澤悠季編『なぜ公害は続くのか——潜在・散在・長期化する被害』新泉社, 238-58.
- 菅豊, 2019, 「パブリック・ヒストリーとはなにか?」菅豊・北條勝貴編『パブリック・ヒストリー入門——開かれた歴史学への挑戦』勉誠出版, 3-68.
- , 2021, 「災禍のパブリック・ヒストリーの災禍——東日本大震災・原子力伝承館の「語り」の制限」事件から考える「共有された経験 (shared authority)」標葉隆馬編『災禍をめぐる「記憶」と「語り」』ナカニシヤ出版, 113-152.
- 成元哲・牛島佳代編, 2023, 『原発分断と修復的アプローチ——福島原発事故が引き起こした分断をめぐる現状と課題』東信堂.
- 寺田良一, 2018, 「エコロジー運動, 環境運動, 環境正義運動——新しい社会運動としての環境運動の制度化と脱制度化」『環境社会学研究』24: 22-37.
- 友澤悠季, 2021, 「政党はどのような公害観を持っていたか——55年体制から1970年代初頭までを対象として」法政大学大原社会問題研究所・鈴木玲編『労働者と公害・環境問題』法政大学出版局, 177-205.
- , 2023, 「足尾鉍煙毒事件にみる公害の原型」藤川賢・友澤悠季編『なぜ公害は続くのか——潜在・散在・長期化する被害』新泉社, 30-57.
- 成田龍一, 2020, 『増補「戦争経験」の戦後史——語られた体験/証言/記憶』岩波書店.
- 根本雅也, 2018, 『ヒロシマ・パラドクス——戦後日本の反核と人道意識』勉誠出版.
- 林美帆, 2023, 「公害資料館ネットワークは何をめざしているか——多視点がひらく「学び」と協働」清水万由子・林美帆・除本理史編『公害の経験を未来につなぐ——教育・フォーラム・アーカイブズを通じた公害資料館の挑戦』ナカニシヤ出版, 39-55.
- 福岡良明, 2020, 『戦後日本, 記憶の力学——「継承という断絶」と無難さの政治学』作品社.
- 藤川賢・友澤悠季編, 2023, 『なぜ公害は続くのか——潜在・散在・長期化する被害』新泉社.
- 除本理史, 2023, 「「困難な過去」から「地域の価値」へ——水俣, 倉敷・水島の事例から考える」清水万由子・林美帆・除本理史編『公害の経験を未来につなぐ——教育・フォーラム・アーカイブズを通じた公害資料館の挑戦』ナカニシヤ出版, 19-36.
- Sayer, Faye, 2015, *Public History: A Practical Guide*, London: Bloomsbury Publishing.